

民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する 省令案等の概要

1 改正の背景

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号。以下「現行過疎法」という。）が令和 3 年 3 月 31 日をもって失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「新過疎法」という。）が新たに制定されることに伴い、現行過疎法を引用している民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 27 号。以下「信書便法施行規則」という。）及び民間事業者による信書の送達に関する法律関係審査基準（平成 15 年総務省訓令第 9 号。以下「信書便法関係審査基準」という。）について規定の整理を行う。

2 改正の概要

信書便法施行規則において、一般信書便物の引受け方法の基準の一つとして、市町村等の区分に応じ、市町村等の人口に一定の率を乗じて得た数以上の信書便差出箱を設置することを求めており、その市町村等の区分の一つとして、「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域」をその区域とする市町村を掲げている（第 9 条第 1 号ホ）。

また、信書便法関係審査基準において、信書便差出箱の設置方針の審査基準として、人口一人当たりの信書便差出箱の最低設置数が、市町村等の区分に応じ、一定の率以上であることを定めており、その市町村等の区分の一つとして、「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域」をその区域とする市町村を掲げている（第 4 条（1）イ（ア）E）。

今般、現行過疎法が失効し、新過疎法が制定されることに伴い、信書便法施行規則第 9 条第 1 号ホに掲げる過疎地域について、「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第一項に規定する過疎地域」を、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域」に改め、信書便法関係審査基準第 4 条（1）イ（ア）E に掲げる過疎地域についても、「過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域」を、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域」に改めるものである。

【改正を行う条項】 信書便法施行規則第 9 条第 1 号ホ、信書便法関係審査基準第 4 条（1）イ（ア）E

3 施行期日

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行の日から施行する。